

## 第八管区海上保安本部公示第33号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月2日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 福井県福井港湾事務所
- (2) 住所 福井県坂井市三国町3-2-1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 福井港（別添付図参照）
- (2) 期間 許可日（令和8年7月2日）から令和8年10月7日までのうち10日間

### 3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機及び測鉛による測深及びGNSSによる船位決定

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

